

基本協定書（案）

鹿児島大学病院（仮称）アメニティ施設整備運営事業

令和2年8月

国立大学法人鹿児島大学

鹿児島大学病院（仮称）アメニティ施設整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、国立大学法人鹿児島大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）との間において、本事業について、次の条項のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、甲と乙との間で締結する提案内容に則った基本事項、設計、建設、工事監理、維持管理、運営等、関連する一切の事項に関する契約（以下「事業関連契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙双方の義務を定めることを目的とするものとする。

（基本的合意）

第2条 甲は、公募要項等に記載の条件（以下「本学提示条件」という。）を乙の協議なしに変更することはできないことを確認し、優先交渉権者は、本学提示条件を十分に理解し、これに合意したことを確認する。

2 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項に同意し、その旨を確認する。

(1) 令和 年 月 日付け提出の提案書、本協定書の調印日までに当該応募提案書類を詳細に説明する目的で乙が作成し本学に提出した応募者提案補足書類その他一切の説明・補足文書（以下「応募者提案等」と総称する。）が本学提示条件に合致するか否かにつき、甲がその合理的な裁量によりこれを決定することができる。

(2) 応募者提案等が本学提示条件に合致しない提案（以下「逸脱提案」という。）を含むと判断された場合、本学提示条件の内容が逸脱提案に優先すること。

3 乙は公募要項等の内容を遵守のうえ、甲に対し本件提案を行ったものであることを確認する。

4 甲は、乙が提案を履行することを確認する。

5 甲は、応募者提案等が逸脱提案を含むと判断した場合、乙に対し該当事項を特定し、逸脱提案であると判断した理由及びその詳細を明示した上で、その旨を書面により通知する。

6 前項による通知を受けた乙は、その責任及び費用により、甲に対し、逸脱提案であるとされた応募者提案等の該当事項につき、速やかに書面により説明を行い、該当事項に係る新たな仮案を書面により提出する等必要な措置を講じ、応募者提案等が本学提示条件に合致するよう訂正する。

7 甲及び乙は、事業関連契約に関する協議において、本学提示条件及び応募者提案等に基づき、その内容を確定することが困難な事項がある場合、両当事者は、公募要項等におい

て示された本事業の目的、理念に照らして誠実に協議し、解釈するものとする。

(事業関連契約の締結)

第3条 甲と乙は、本協定の規定に従い、事業関連契約の締結に向けてそれぞれ誠実に協議するものとし、可能な限り速やかに事業関連契約の締結が実現するよう最大限の努力をするものとする。

- 2 本協定の締結後、甲から書面によりその旨の請求があった場合には、その後速やかに乙は甲に対し、応募者提案等の詳細を明確にするために必要又は相当として甲が合理的に要求する資料その他一切書面及び情報を提出する。
- 3 本協定の締結後、乙から書面によりその旨の請求があった場合には、その後速やかに甲は乙に対し、本学提示条件の詳細を明確にするために必要又は相当として乙が合理的に要求する資料その他一切の書面及び情報を提出する。
- 4 甲は、事業関連契約の締結に先立ち、必要と考えられる手続きを行うものとする。

(準備行為)

第4条 乙は、事業関連契約締結前にも、自己の費用と責任において、自らをして、本事業の実施に関し必要な準備行為(業務設計及び施設設計並びにこれらに関する調査、打合せ等を含む。)を行うことができる。

- 2 甲及び乙のいずれの責にも帰すべからざる事由により、甲と乙が事業関連契約の締結に至らなかったときは、別途書面による合意がある場合を除き、甲と乙がプロポーザル費用等を含め本事業の準備に関して既に支出した費用等については、各自が負担とするものとし、かかる準備行為に要した費用等に関連し、両当事者間での費用等の請求、清算、その他相互に債権債務関係は一切生じないものとする。

(秘密保持)

第5条 甲と乙は、自らをして本事業に関して知り得た相手方の秘密につき、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 公知である場合
- (2) 本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合
- (3) 被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合
- (4) 裁判所により開示が命ぜられた場合
- (5) 乙が本事業の遂行に係る資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関と協議を行う場合

(6) その他法令に基づき開示する場合

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業関連契約締結の日までとする。

2 前項の規定にも関わらず、第5条の規定は同条の秘密が公知となるまで存続するものとする。

(準拠法令及び裁判管轄)

第7条 本協定は日本国の法令にしたがって解釈されるものとし、本協定に関する訴えの管轄は、国立大学法人鹿児島大学所在地を管轄区域とする鹿児島地方裁判所とする。

(想定外事項)

第8条 本協定の定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定める。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、当事者がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表者が各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 (住所)

国立大学法人鹿児島大学

契約担当役理事 山木 宏明 印

乙 (住所)

(法人名)

(代表者名)

印